明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕
○確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働四）　一
〔省　令〕
○社会福祉士及び介護福祉士法施行規則及び精神保健福祉士法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七五）　一〇
〔規　則〕
○国際規制物資の使用等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委九）　一〇
〔告　示〕
○衛星船位測定送信機による位置の報告義務について海域及び報告の方法を定める件の一部を改正する件（農林水産一一四九）　一一
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通七〇五）　一一
○航空交通管制圏における規制が適用される時間を定める告示の一部を改正する件（同七〇六）　一二
○航空交通管制業務に関する告示の一部を改正する件（同七〇七）　一二
○空港事務所又は空港出張所において飛行計画の通報等に関する事務を行う時間を定める告示の一部を改正する件（同七〇八）　一二
○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を改正する告示（原子力規制委八）　一五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一六
特殊法人等
税理士証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　一八
地方公共団体
無縁墳墓等改葬関係　一九
会社その他
会社決算公告　二〇

府令・省令

○内閣府厚生労働省令第四号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第百二条の規定に基づき、確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年七月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令

確定拠出年金運営管理機関に関する命令（平成十三年内閣府厚生労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

様式第七号を次のように改める。

様式第七号（第十二条関係）

年　月　日

厚生労働大臣　殿
金融庁長官　殿
財務（支）局長　殿

登録番号
商号又は名称
代表者氏名　印

業務報告書

確定拠出年金法第百二条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格A列4番）

確定拠出年金運営管理機関業務報告書

登録番号	
商号又は名称	
（　年事業年度） 年　月　日から　年　月　日まで	

1．企業型年金の運営管理業務の受託数

法第2条第7項第1号イの業務	
同項第1号ロの業務	
同項第1号ハの業務	
同項第2号の業務	